



# 弁護士法人宇都宮東法律事務所 SDGs宣言

宣言日 2024年2月26日

宣言者 代表社員 伊藤 一星

当社は国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）に賛同し、積極的な取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

## 当社の取り組み

### 人権・労働

所員のエンゲージメントの向上を図るとともに、多様な人材が働ける職場環境を整備します。

＜具体的な取り組み＞

- ・育児休業や介護休業制度の整備
- ・短時間勤務制度の整備
- ・1時間単位の有給休暇取得制度の整備
- ・健康診断、人間ドック、ストレスチェックの定期実施



### 事業

リーガルサービスの提供を通して、弁護士が身近な社会を実現し、社会課題の解決に貢献します。

＜具体的な取り組み＞

- ・各種法律相談の実施
- ・従業員育成プログラム(EAP)の提供
- ・コンプライアンス向上のための企業向けセミナーの実施



### 社会貢献・地域貢献

地域貢献活動を通じて、住み続けられるまちづくりに貢献します。

＜具体的な取り組み＞

- ・地域のイベントへの参加・協賛
- ・自社の法的なリソースを活用した法教育活動



### 組織体制

盤石なガバナンス体制を整備し、健全な事業運営を目指します。

＜具体的な取り組み＞

- ・法令遵守に関する社内規程の整備
- ・経営体制・組織体制の明文化



・SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。  
・17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本宣言書は足利銀行のサポートにより作成しています

